

社会福祉法人札幌東川下福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌東川下福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 (1) 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
(2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
(3) 評議員選任解任・解任委員とは、定款第6条2項に基づき置かれるものをいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等を支払わないものとする。

	報 酬(日額)
理事会出席報酬等	5,000 円
交通費	5,000 円

2. 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等を支払わないものとする。

	報 酬(日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円
交通費	5,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日に於いて、法人及び施設の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬等を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員選任・解任委員会の報酬等	5,000 円
交通費	5,000 円

附則

この規程は、平成30年6月20日より適用する。